

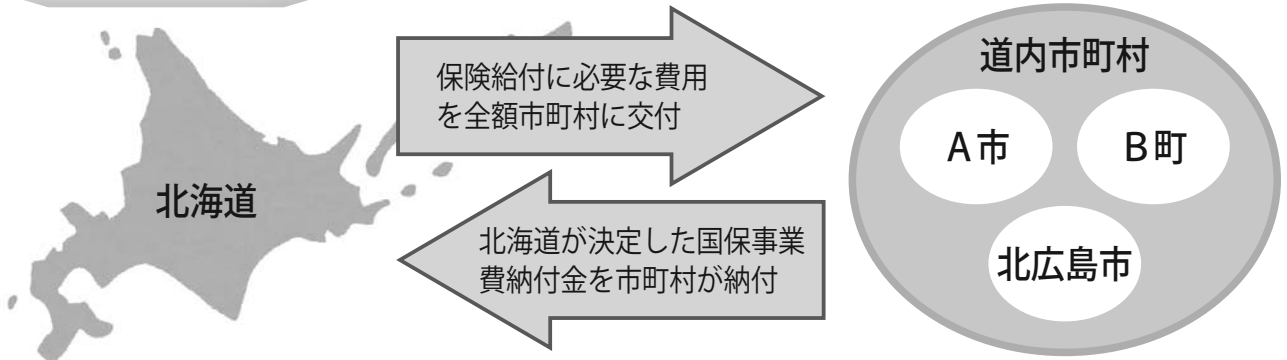
4月から

国民健康保険制度が変わります

問合せ 保険年金課
(☎372-3311・内線2113)

この10年で国民医療費は1.3倍になりました。団塊の世代が全員75歳以上になる2025年には、全国の医療費の総額は61.8兆円になる見込みです。国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、都道府県と市町村と一緒に国保を運営します。

新しい国保制度の仕組み



北海道の役割	市町村の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 安定的な財政運営を担います ● 市町村ごとの国保事業費納付金を決定します ● 事務の効率化や標準化などを推進します 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国保事業費納付金を北海道に納付します ● 保険証の発行など資格の管理を行います
<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村ごとの標準保険料率を算定し公表します 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準保険料率を参考に保険税率を決定します ● 保険税の賦課と徴収を行います
<ul style="list-style-type: none"> ● 保険給付に必要な費用を全額市町村に支払います ● 市町村に対し保健事業の助言と支援を行います 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険給付の決定と支給を行います ● きめ細かい保健事業を実施します

4月からの主な変更点

- ◆資格の取得・喪失は都道府県単位になります
道内の他市町村へ転居した場合、資格は継続します（転入・転出の届け出が必要です）。保険証は転居後の市町村であらためて交付します。
- ◆高額療養費の多数回該当が道内転居の場合は通算されます
多数回該当は、前12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に、自己負担限度額が引き下げられる制度です。これまでは、市外へ転居した場合、該当回数は引き継がれませんでした。4月からは道内の他市町村へ転居しても引き継がれます。
*世帯主を変更した場合などは引き継がれません。
- ◆保険証などの記載内容が変わります
7月の更新時に変更します。それまでは現在持っているものを使用してください。
- ◆葬祭費の支給額が変わります
全道で統一するため2万円から3万円に変更します。
- ◆保険税の算出方法が変わります
これまでは、各市町村が保険給付費や人数、所得に応じて保険税を決定しており、市町村ごとに大きく異なっていました。
今後は、北海道が市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮した国保事業費納付金と標準保険料率を示し、これを基に市町村が保険税率を決定します。保険税が平準化され、現在に比べて上がる市町村と下がる市町村がありますが、急激な負担増とならないように激変緩和措置が設けられています。

国保の届け出などの窓口は変わりません

各種届け出や保険税の納付、保険給付の申請などは、これまでどおり市町村が窓口です。